

特記仕様書

令和8年度首里杜地区交通・観光マネジメント調査等業務委託

■業務の目的

沖縄県が関係機関との連携のもと策定した「首里杜地区整備基本計画」（令和4年4月）は、首里杜地区の歴史まちづくりを推進するため、基本方針とともに10年間の取り組みを示したものである。同基本計画の中で交通・観光マネジメントに関わる取り組みを具体化した「首里杜地区交通・観光マネジメント計画」（令和6年5月）を推進することが本業務の主目的である。

また、今年度は首里杜地区整備基本計画の前期最終年にあたるため、総括および後期計画を作成し、今後の取組みを整理する。

首里杜地区整備基本計画では、計画に位置づけられた各種の取り組みを着実に進めるため、関係機関や地域が連携する首里杜地区まちづくり協議会の設置が位置づけられている。本業務では、同協議会の事務局のサポートをあわせて行うものとする。

■業務内容

【1】 調査業務

1. 首里杜地区整備基本計画《後期計画》作成

前期計画の総括を行うとともに、後期計画の作成を行う。

1) 前期期間の総括

(1) 達成度評価

個別事業の成果、計画方針の達成度評価を行う。また課題等を整理する。

2) 後期計画の作成

前期期間の成果や課題を踏まえ、後期計画を作成する。（項目と小目標の再整理、個別事業計画の収集とりまとめ、ロードマップ作成）

2. 首里杜地区交通・観光マネジメント調査

交通・観光マネジメント計画に位置づけられた調査事業や関連事業について、調査を実施する。また関連する部会への資料提供を行う。

1) 首里杜地区の交通課題に関する検討

(1) 首里杜館駐車場運用の最適化検討【取組 No.23 首里杜館駐車場の大型バス予約制による平準化】

バス一時乗降のシミュレーション、正殿予約と駐車場予約の連携効果確認と改善検討などについて、指定管理者の協力のもと調査する。

(2) 第 32 軍司令部壕関連を含む新たな交通課題の洗い出し【取組 No.15 第 32 軍司令部壕保存・公開】

大型バス予約制に伴う周辺の交通課題（違法駐車、児童生徒の送迎等）や、第 32 軍司令部壕の整備・公開に伴い想定される新たな交通需要について、関係機関と連携し課題の洗い出しと整理を行う。

2) サステナブルなまちづくりガイドラインの検討

(1) まちづくりガイドラインの作成策定支援【取組 No.32 サステナブル、レスポンシブル、ユニバーサルツーリズムの推進】

憲章とあわせて活用する、首里杜地区における持続可能な観光を推進するためのガイドラインについて、地域事務局が作成する原案をもとに関係者意見を反映した取りまとめを補助する。

(2) 憲章・ガイドライン周知ツールの作成【取組 No.32 サステナブル、レスポンシブル、ユニバーサルツーリズムの推進】

関係者・一般への配布用ツール（パンフレット等）を作成する。

3) 周遊によるサステナブルなまちづくりの検討【取組 No.33 ビッグデータ等の蓄積、分析、施策立案、効果検証】

(1) 人流の解析

おでかけウォッチャーを活用し、首里城正殿完成の前後の人流状況を調査するとともに、地域事業者との連携の効果を測る。

(2) 人流データ活用支援

今後、人流データの活用が期待される主体（観光協会、地域事業者等）を対象に、データ活用の具体方法を学ぶ WS を開催する。

3. 協議会運営支援

1) R8 年度協議会の開催運営

会議運営にかかる事務を行う。なお、会議開催企画、通知は協議会事務局（沖縄県、那覇市、地域団体）の持ち回りで行い、関係機関への連絡についても同事務局それぞれが行う。

(1) 協議会本会議運営支援

本会議 2 回を想定する。協議会事務局である沖縄県・那覇市・地域団体をサポートし、資料取りまとめ、行政以外の参加者用の資料出力、記録作成等を行う。

[参考：議題想定]

- ・第 1 回協議会：活動計画、ロードマップ推進計画、各部会の設置
- ・第 2 回協議会：部会活動を含む活動の報告、【後期計画】の確定、協議会設置要綱の改定

3) 次年度協議会の活動計画等検討

R8 年度の進捗を踏まえ、翌年度に取り組む事項を抽出して活動計画案のたたき台を作成する。

3. 打合せ協議

業務開始時、納品時、中間（4 回程度）打合せ協議を実施する。そのほか、必要に応じ随時打合せを行う。

4. 報告書とりまとめ

成果品に示す各種報告書を取りまとめる。

5. 計画業務成果品

1) 首里杜地区交通・観光マネジメント調査業務報告書（本編・概要版）

・ A4 判ドッチファイル製本 1 部

2) 首里杜まちづくり協議会年次報告

・ A4 判簡易製本 20 部

3) 首里杜地区整備基本計画《後期計画》概要版

・ A4 判 8 頁程度 500 部

4) 各報告書および関連資料の電子データ

・ CD-R 1 部

※直接経費対象

(1) 協議会有識者報酬

1 人

(2) 成果品作成費 ※成果品の項を参照

【2】 その他

1. 成果品

本業務は、電子納品対象業務とする。

1) 電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。

2) 業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。

3) 成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1 部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。

「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。

電子データ以外の成果品については、「■業務内容」に示したとおりとする。

2. 配置技術者について

1) 受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明

確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3) 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同様とみなす。
- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかになった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

3. 保険加入

- 1) 受注者は、共通仕様書1139条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）〇〇共通仕様書 第〇条 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

4. 再委託の範囲

本委託業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- 1) 業務内容 地域団体による調査事業

5. その他

- 1) 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- 2) 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- 3) 業務にあたっては、本業務に先立ち策定した下記の計画・報告書等を参照すること。
 - ①首里杜地区整備基本計画(令和4年4月)

②首里杜地区整備基本計画検討委員会の資料・議事概要

沖縄県HP（下記URL）から入手可能

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/toshi/1012859/1012860/1012869.html>

③過年度の首里杜地区まちづくり推進協議会資料・議事概要

沖縄県HP（下記URL）から入手可能

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/toshi/1012859/1012860/1012871.html>